

川崎区役所大師支所交通安全キャラクター「ぴたごん」イラスト使用承認要綱

(目的)

第1条 本要綱は、川崎区役所大師支所職員が作成した交通安全キャラクター「ぴたごん」イラスト(以下「イラスト」という。)の適正な利用を図り、その価値およびイメージを保護することを目的とします。

(権利の帰属)

第2条 イラストに関する著作権その他一切の権利は、大師支所に帰属します。イラストの作成者は著作者人格権を放棄しておらず、当該権利は引き続き保持されます。

(使用の承認申請)

第3条 「イラスト」を使用しようとする者は、あらかじめ「イラスト」使用承認申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、大師支所長(以下「支所長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 川崎市が業務に関し使用する場合
- (2) 川崎市内の交通安全を目的とした、学校・保育所における啓発活動
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、「支所長」が認めた場合

前項に規定する申請書は、使用希望日の10日前までに提出するものとする。

(使用の承認・不承認)

第4条 「支所長」は、前条に規定する申請書の提出があったときには、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「イラスト」の使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政党、政治、宗教活動に利用し又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用し又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標や意匠として使用し又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 大師支所(以下「支所」という。)の品位を傷つけ又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 「支所」が行う事業又は「支所」が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合
- (7) 不適切な媒体等における利用やずさんな改変等により、キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合
- (8) その他、「支所長」が適当でないと認める場合

2 「支所長」は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、「イラスト」使用承認・不承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 「イラスト」の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (3) 商品等は、完成後に速やかに「支所長」に提出すること。

ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真等の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(4) 使用の承認期間は、1年を超えることができないものとする。

(「イラスト」の使用料)

第6条 原則として無料とする。

(申請・届出内容の変更)

第7条 使用者が申請内容を変更する場合、あらかじめ申請書を「支所長」に提出し、改めて、承認を受けるものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 区長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められる場合は、「イラスト」の使用承認を取消することができる。

2 「支所長」は、承認を取消されたことにより生じる損害について、賠償する責任を一切負わない。

(差止請求等)

第9条 「支所長」は、キャラクターの著作権を侵害又はそのおそれがある場合において、必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第10条 第4条各号及び前条に該当する場合等において、これにより「支所」に損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、「支所長」が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。